国有財産法 (昭和二十三年法律第七十三号) (附則第十七条関係)

(国有財産の範囲)	改正案
(国有財産の範囲) (国有財産の規定により、若しくは寄附により国有となつた財産であつて次に掲げるものをいう。 (国有財産の規定により登録されたものを含むものとする。) (国有財産の範囲) (国有財産の範囲) (国有財産とは、国の負担において国有となのを関帯である。 (国有財産の規定により登録されたものを含むものとする。) (国有財産の範囲) (国有財産とは、国の負担において国有となのを関帯である。 (国有財産の規定により、若しくは寄附により国有となつた財産である。) (国有財産の規定により、若しくは寄附により国有となつた財産である。) (国有財産の規定により、対力・対力・対力・対力・対力・対力・対力・対力・対力・対力・対力・対力・対力・対	現

定する短期社債四(保険業法(平成七年法律第百五号)第六十一条の二第一項に規四(保険業法(平成七年法律第百五号)第六十一条の二第一項に規定する短期債券
のとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による十七号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するも動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九八項に規定する特定短期社債(特定目的会社による特定資産の流五 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第
動化に関する法律等の一部を改正する八項に規定する特定短期社債(特定日五)資産の流動化に関する法律(平成十五)
五 資産の流動化に関する法律 (平成十年